不当労働行為事件の審査の状況

(令和3年(1月~6月))

1 取扱状況

令和3年上半期の係属事件は5件で、うち新規申立てが2件、前年からの繰越しが3件であった。

(単位:件)

区分	係	属 件	数	√欠 √± / μ+ 米/τ	継続・繰越	
年	前年繰越	新規申立て	計	終結件数		
29	- (-)	3 (6)	3 (6)	- (1)	3 (5)	
30	5 (5)	2 (3)	7 (8)	1 (4)	6 (4)	
31・元	4 (4)	2 (2)	6 (6)	2 (4)	4 (2)	
2	2 (2)	-(2)	2 (4)	- (1)	2 (3)	
3	3	2	5	1	4	

(注) 括弧書は、通年の件数

2 終結状況

令和3年上半期に終結した事件は1件で、一部救済を命令した。

(単位:件)

区分	取下げ・和解			命令・決定						
年	取下げ	無関与	関 与	小計	全 部	一部	棄却	却下	小計	計
T +	4 ()	和解	和解	\1.EI	救済	救 済	**	Z 1	√1.□1	
29	— (-)	— (–)	- (1)	- (1)	— (-)	— (-)	- (-)	— (-)	- (-)	-(1)
30	- (-)	- (-)	- (2)	- (2)	— (-)	- (1)	1 (1)	— (-)	1 (2)	1 (4)
31・元	- (-)	- (-)	2 (2)	2(2)	- (1)	— (-)	- (1)	— (-)	- (2)	2 (4)
2	— (–)	— (-)	— (–)	— (-)	— (-)	- (1)	— (-)	— (-)	- (1)	- (1)
3	_	_	_	_	_	1	_	_	1	1

(注) 括弧書は、通年の件数

無関与和解: 当事者の自主的な交渉により解決したもの

関 与 和 解:労働委員会が関わった交渉により解決したもの

3 終結事件の概要等

終結	申立ての概要	申立	調査	終結	審査	命令の概要	
状況	中立くの似女		審問	日	期間	M C 1 1 1 1 大	
一部教済	被申立人が、①誠実に団交に 応じなかったこと、②組合との 確認書に反する給与規則変更 を行ったこと、③組合員に手当 を支給しなかったこと、④組合 員の教育職員検定申請の必要 書類に勤務状況がやや不十分 である旨等の記載を行ったこ と、が不当労働行為であるとし て手当相当額の支払及び誠実 団交等を求めたもの。	_令 元 ・ 6 ・ 20	5 回 2 回	令 3 • 4 • 14	1 年 10 箇 月 (665)	②は申立期間徒過に より却下、③は棄却、 ①及び④は不当労働行 為と判断。 被申立人に対し、今 後このような行為を繰 り返さない旨の文書を 申立人組合に交付する よう命じた。	